

社会福祉法人いぶき福祉会 理事長専決事項に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第24条に基づき理事長専決について必要な事項を定める。

(理事長専決事項)

第2条 理事長は、次の事項を専決することができる。

- (1) 施設長を除く職員の任免に関する事。
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事。
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が当法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるものに関する事。
- (4) 予算範囲以内の設備資金の借入に係る契約に関する事。
- (5) 次に掲げる建設工事請負や物品購入等のうち250万円以下の契約に関する事。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品などの日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修繕等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産のうち期末帳簿価格が250万円以下の場合、これらの取得及び改良等の支出並びに処分に関する事。
- (7) 期末帳簿価格が10万円以下の物品の売却又は廃棄に関する事。
- (8) 予算上の予備費の支出に関する事。
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事。
- (10) 入所者の預り金の管理に関する事。
- (11) 寄附金の受け入れに関する事。
- (12) 運営規程第4条「職員の職種、員数及び職務の内容」の職員の員数の変更に関する事。
- (13) 運営規程第9条「利用者から受領する費用の額等」の食事の提供に要する費用の額の変更に関する事。

(改廃)

第3条 この細則の改廃は、理事会が決議する。

附則

この細則は平成29年4月1日から施行する。(社会福祉法の改正に伴う制定)

附則

この細則は令和2年4月1日から施行する。(理事長専決事項の明確化を図るための改正)